

# 浜松市斎場再整備事業

実施方針等に関する質問・意見への回答

令和5年3月20日

浜松市

## 1 実施方針に関する質問・意見への回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	質問	2	第1	1	(6)		基本方針（導入機能、施設の概要）	個別方針④に地域の火葬風習を包含する施設とありますが、特に留意すべき地域の火葬風習があれば教えてください。	浜松市域では、御遺体葬が一般的（骨葬がある地域も存在）で、全部収骨です。火葬の待ち時間に飲食を行います。浜松斎場では、収骨の際、頭部とそれ以外に分けます。収骨の最後に、残ったお骨を親族が素手で取り上げる場合があります。雄踏斎場では、収骨の際、頭部と上半身、下半身に分けます。通夜から葬儀までを一貫し雄踏斎場を利用する場合があります。
2	質問	2	第1	1	(6)		基本方針「個別方針」	「②人に優しく利用しやすい施設 デジタル化の推進」とあります。浜松市内全斎場において、デジタル化推進の方針があればご教示いただけますでしょうか。	全斎場での方針はありませんが、浜松市が策定した「浜松市DX推進計画」を踏まえ、本事業に適したご提案をお願いします。
3	意見	6	第1				事業期間	「住民向け説明会、事前調査、基本設計、実施設計、建築確認申請、開発行為の許可申請等」の期間として12カ月を予定されていますが、十分な協議、住民説明を行うためには、期間が短いと考えております。従って、事業全体の中で、クリティカルとなる工種までに工程調整を行う事は可能との認識でよろしいでしょうか。なお、クリティカルとなる工種、時期があれば教えてください。	事業期間については、事業者の提案に期待しており、市の考えるクリティカルとなるものは市として想定していません。
4	意見	6	第1	1	(10)		事業期間	住民向け説明会、事前調査、基本設計、実施設計、建築確認申請、開発行為の許可申請等（宅造協議申請）の期間が令和6年（2024年）4月～令和7年（2025年）3月となっており、約12カ月です。開発行為（宅造協議）の事前協議、審査に4か月、確認申請の期間として3か月が標準的に必要な期間と思われる。開発行為の事前協議を行うためには計画案や造成計画の概要が決まっている必要があります。設計開始から計画案の確定まで5カ月しかありません。要求水準書においても設計は市と十分に協議を行い、地元説明会を行ったうえで実施するものとなっております。市と十分な協議を行い計画案を検討し、その後庁内で計画案のオーストライズを行い、更に住民説明を行うためには5カ月では十分な期間と言えません。住民向け説明会、事前調査、基本設計、実施設計、建築確認申請、開発行為の許可申請等の期間として最低15カ月以上お見込みいただけるようお願いいたします。	ご意見として承ります。
5	意見	6	第1	1	(10)		事業期間	入札説明書等に関する質問への回答が令和5年（2023年）5月中旬、提案書の提出期限が令和5年（2023年）8月中旬～8月下旬となっており、入札条件の確定から提案まで最短3か月しかありません。PFI業務においては計画書の積算に約1.5カ月、提案書の作成に1か月必要です。入札条件の確定から提案まで3か月では計画書の検討の期間が0.5カ月しかありません。また本事業は2斎場の提案を行う事業であり、3か月の提案期間は十分な提案期間ではありません。（標準的には1案件6カ月以上が一般的です）より良い計画案を提案させていただくためにも入札説明書等に関する質問への回答を早めていただくか、提出期限を延ばしていただけるようお願いいたします。	ご意見として承ります。
6	意見	6	第1	1	(10)		事業期間	対話結果の公表が令和5年（2023年）7月上旬、提案書の提出期限が令和5年（2023年）8月中旬～8月下旬となっており、対話結果の公表から提案まで最短1.5か月しかありません。PFI事業は提案書の作成、入札金額の積算に約2.5カ月程度の期間が必要のため、1.5か月では提案に対話結果を反映することは不可能です。対話結果対話結果の公表を早めていただくか、提出期限を延ばしていただけるようお願いいたします。	ご意見として承ります。
7	意見	6			(10)		事業期間	実施方針の（10）事業期間によりますと浜松斎場、雄踏斎場共に、住民向け説明会、事前調査、基本設計、実施設計、建築確認申請、開発行為の許可申請等の期間が令和6年（2024年）4月～令和7年（2025年）3月の12か月となっております。今回の規模であれば実施設計までで少なくとも12か月程度は必要と思われる。基本設計終了後実施設計と開発行為の許可申請等は並行して行うとしても、確認申請の期間が取れないと思われる。計画にも十分な時間を割いて市と地元で納得のいく建物とするためにも設計期間を長くさせていただくようお願いいたします。	ご意見として承ります。
8	質問	6			(10)		事業期間	ア 浜松斎場 イ 雄踏斎場において 浜松斎場及び雄踏斎場の周辺に教育施設がありますが、工事車両の運行制限等の条件はありますか。	工事車両の運行制限等の条件はありませんが、地元へ十分な配慮をしてください。

## 1 実施方針に関する質問・意見への回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
9	意見	6					事業期間	令和6年4月～令和7年3月の1年間で事前調査、基本設計、実施設計、建築確認申請、開発行為の許可申請等の予定となっておりますが、設計着手後、市との協議や住民説明会内容の反映等を考慮しますと、計画案を固める期間としては8カ月程度いただきたく、その後の宅造協議等を含めた開発行為の事前協議、審査期間（約4カ月）、確認申請期間（約3カ月）を見込み、15カ月程度の確保のご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
10	意見	6					事業期間	基本協定締結から事業契約締結までの期間において、事前調査や基本設計を事前に協議を開始していただくご検討をお願いいたします。	事前協議の開始を検討しています。詳細は落札者の決定後に調整予定です。
11	意見	6					事業期間	新浜松斎場においては令和9年12月の供用開始、雄踏斎場増設棟においては令和9年6月の供用開始、既存棟においては令和10年7月の運転再開を予定時期として、それまでの施設整備業務スケジュールにおいては設計業務と施工業務で区切らず、一体で提案可能としていただくことをお願いいたします。	ご意見として承ります。
12	質問	6					事業期間	基本協定締結後の内容として「契約交渉」と記載がありますが、交渉の具体的内容をご教示ください。	事業契約書の記載内容の確認等を想定しています。
13	質問	6					事業期間	事業契約後、2024年度に、住民向け説明会の実施とありますが、2024年度の上旬か下旬か、いつ頃を想定されていますか。	住民向け説明会は、基本設計及び実施設計の段階で速やかに開催することを想定しています。
14	質問	6					事業期間	事業契約後、2024年度に、住民向け説明会の実施とありますが、市が同席していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	質問	6		1	(10)		事業期間	実施方針の事業期間に示されている建設工事の期日末が引き渡しおよび所有権移転という考えで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	質問	6	第1	1	(10)		事業期間	新浜松斎場の建設工事と雄踏斎場増設棟の建設工事の着手が、令和7年4月から同時期となっておりますが、監理技術者は、それぞれ配置すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	質問	8	第1		(11)	ア (7)	設計・建設に係る対価の支払い	「市は、本事業の施設整備発注業務に係る対価を施設引き渡し後、維持管理・運営期間の約15年間で割賦払いにてSPCに支払う」とありますが、一時金は想定されていませんでしょうか。	入札説明書公表の際にお示しします。
18	質問	8	第1	1		(7)	設計・建設に係る対価の支払い	「維持管理・運営期間の約15年間で割賦払いにてSPCに支払う。」とありますが、全額を割賦にて支払うのでしょうか。	入札説明書公表の際にお示しします。
19	質問	8	第1	1		イ	設計・建設に係る対価の支払い	物品販売にかかる業務は「(9)業務内容」に含まれておりませんので自主事業となるのでしょうか。目的外使用料、実施にかかる人件費、光熱水費等は、すべて自主事業で採算を確保すべきでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	自動販売機の運営は利用者の利便性向上に資する取り組みとして、必須事項としており、自主事業ではありません。それ以外の提案の実施については、市の承諾を必要とします。
20	意見	13	第2	2			選定の手順及びスケジュール	質問回答や技術対話を踏まえないければ、最終的な火葬炉設備の設計や仕様を定めることができません。本計画に最適な火葬炉設備の設計を行うためにも、質問への回答を段階に分けて、即答いただける質問に対しては早めに回答いただくか、技術対話を早めていただけないでしょうか。もしくは、提案書の提出期限を延ばしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
21	意見	13	第2	2			選定の手順及びスケジュール	選定の手順及びスケジュールによりますと入札説明書等に関する質問への回答から提案書の提出期限まで3か月程度となっております。PFI事業全体の計画案の決定後積算、提出書類の作成となると3か月では十分な検討ができないと思われます。より良い案の提出の為、提出期限の延長をお願いします。	ご意見として承ります。

## 1 実施方針に関する質問・意見への回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
22	意見	13	第2				選定の手順及びスケジュール	本事業においては2齋場（+改修1齋場）の提案が必要となります。入札説明書等に関する質問への回答が令和5年5月中旬、提案書の提出期限が令和5年8月中旬～8月下旬となっており、入札条件確定から提案提出期間までが3か月と期間が短いです。入札説明書等に関する質問回答時期を早めていただくことを再検討いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
23	意見	13	第2				選定の手順及びスケジュール	より良い内容での提案書の提出を行うために、提出時期変更のご提案です。令和6年3月の事業契約の締結を必須とし、逆算しますと直前の特別目的会社（SPC）設立と事業契約内容協議は同時並行作業で2か月あれば可能と考えております。よって、令和5年12月に基本協定締結・仮契約、10～11月にヒアリング・落札者決定とし、提案書の提出を9月下旬～10月初旬で再検討していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
24	意見	15	第2	3	(6)		入札説明書等の公表	入札説明書等の公表について記載がありますが、同じタイミングにて、落札決定基準についても公表をよろしくご願ひ申し上げます。また、「提案点：価格点」の比率は「提案80%：価格20%」にして頂きたいと思ひます。	ご意見として承ります。
25	意見	17	第2	4	(1)		入札参加者の構成	「SPC から直接、受託又は請け負う、上記(1)アの(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)の者は構成企業とならなければならない。」と記載があります。当該頁の記載内容に、「(ア)火葬炉を除く施設の設計を担当する企業（以下、「設計企業」という。）」とありますが、(ア)に示す施設とは齋場の建築施設との認識で良いでしょうか。その場合、外構等その他土木施設に関する設計業者は構成企業ではなく協力企業としても支障は無いかとご教授ください。	ご理解のとおりです。
26	意見	17	第2	4	(1)	イ	入札参加者の構成	「入札参加者は、構成企業及び協力企業から成るものとし、参加表明書提出時に構成企業及び協力企業の企業名並びに各企業が担当する業務を明らかにするものとする。なお、SPC から直接、受託又は請け負う、上記(1)アの(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)の者は構成企業とならなければならない。」と記載がありますが、今までの同様のPFI事業では、「(ア)火葬炉を除く施設の設計を担当する企業（以下、「設計企業」という。）」の扱いは協力企業としての扱いが通例であり、参加を妨げる一つの要因となります。設計企業につきましては、協力企業として頂きたいと思ひます。	主な業務を担う事になる事業者の方においては、事業期間全体におけるサービス提供の品質を維持していただくうえで、事業参画は重要と考えており、実施方針に記載のとおりです。
27	意見	17	第2	4	(1)		入札参加者の構成	入札参加者の構成等によりますと設計企業及び工事監理企業は構成企業となっております。設計事務所の業務の性格及び規模としてPFI事業の構成企業として出資し長年にわたって運営に携わっていくことはハードルが高く今回の事業への参加をためらうものとなっております。ぜひ設計事務所を協力企業としていただくようお願いいたします。	主な業務を担う事になる事業者の方においては、事業期間全体におけるサービス提供の品質を維持していただくうえで、事業参画は重要と考えており、実施方針に記載のとおりです。
28	意見	17	第2	4	(1)		入札参加者の構成	「SPC から直接、受託又は請け負う、上記(1)アの(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)の者は構成企業とならなければならない。」と記載がありますが、(ア)設計企業と(ウ)工事管理企業においては協力企業でも参加可能な要件としていただくことをご検討ください。	主な業務を担う事になる事業者の方においては、事業期間全体におけるサービス提供の品質を維持していただくうえで、事業参画は重要と考えており、実施方針に記載のとおりです。
29	意見	18	第2	4	(2)	キ	構成企業及び協力企業の業務の兼務	火葬炉設備の工事は専門性が高いため、火葬炉設備企業が設計から施工、施工監理まで一貫して行うことが通例です。そのため、火葬炉設備工事に関しては火葬炉企業が工事監理企業を兼務することを認めていただけないでしょうか？	工事監理企業は、建築基準法における工事監理を担う事を想定しており、それに応じて対応してください。
30	意見	18	第2	4	(2)	キ	構成企業及び協力企業の業務の兼務	火葬炉の設計は機械設計になりますので、その監理は火葬炉メーカーが行い、火葬炉メーカーの監理結果をグループでモニタリングすることが適切です。	工事監理企業は、建築基準法における工事監理を担う事を想定しており、それに応じて対応してください。
31	意見	18	第2	4		キ	構成企業及び協力企業の業務の兼務	火葬炉企業が工事監理企業を兼ねることは認めないと思ひますが、火葬炉はその機能の特殊性により、一般的な建築設計企業において工事監理するのは困難であるため、火葬炉企業が兼ねる事が可能となる検討をお願いいたします。	工事監理企業は、建築基準法における工事監理を担う事を想定しており、それに応じて対応してください。
32	質問	20	第2	4	(3)	サ (4)	構成企業及び協力企業の入札参加資格要件	その他企業が協力企業として参加する場合は、構成企業となる場合の要件である市への入札参加資格の登録は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 1 実施方針に関する質問・意見への回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
33	意見	22	第2	5	(2)		事業者選定	入札参加者のノウハウを提案を十分に反映させていただきたく、提案点：価格点においては、80：20で、提案重視の配点にさせていただきご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
34	質問	32				別紙1	不可抗力リスク	共通20：昨今、ロシアの戦争は建設資材の納期や単価に大きく影響を及ぼしました。不可抗力リスクとして戦争は対象となるでしょうか。	入札説明書公表の際にお示しします。
35	意見	32				別紙1	不可抗力リスク	「風水害、暴動、地震、感染症の拡大等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の予見不可能な範囲を超える場合」と明記されていますが、今現在終息していないウクライナ情勢に伴う市場の混乱等も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書公表の際にお示しします。
36	意見	32				別紙1	不可抗力リスク	共通20：不可抗力リスクにおいてロシアのウクライナ侵攻のレベルの「戦争」は含まれているとの理解でよろしいでしょうか。含まれていないようであれば、「戦争」を項目として追記することをご検討いただくことをお願いいたします。	入札説明書公表の際にお示しします。
37	意見	33				別紙1	埋蔵文化財リスク	共通の21、22の埋蔵文化財リスク、施設整備段階の用地リスク10、11がありますが、要求水準書（案）には、特段埋蔵文化財調査の記載はありません。調査の有無・時期等についてお示しください。また、事業者ではコントロールできないリスクであり、発注者である貴市が負担すべきリスクと思慮します。分担を見直ししていただけますでしょうか。	周知の埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、文化財が発見された場合を考慮して記載しています。なお、民間負担としては、落札者の決定以前の期間に要した費用の負担を指します。
38	意見	33				別紙1	物価変動リスク	物価変動によるコストの変動において単価期基準日を、入札説明書等の公表日（公告日）として、考えてよろしいでしょうか。	入札説明書公表の際にお示しします。
39	意見	33				別紙1	※5 物価変動	物価変動におけるコストの変動※5において「支払方法説明書で指標を示し、当該指標に一定程度変動があった場合は、当該指標の変動に合わせて価格調整を行う。」と明記されていますが、支払方法説明書若しくは支払方法説明書（案）をご指導いただけますでしょうか。	入札説明書公表の際にお示しします。
40	質問	33				別紙1	金利リスク	供用開始後、維持管理・運営期間中の金利変動は民間、とありますが、事業期間中の基準金利の改定は市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書公表の際にお示しします。
41	意見	33				別紙1	物価変動リスク	物価変動リスクについて、「物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合は、一定調整する」とありますが、昨今建設工事費をはじめとした物価の高騰が急激に進んでいます。物価スライドによるサービス対価の改定については、基準日を公告日として頂くことをご検討ください。入札日以降に基準日が設定された場合、その間の物価変動リスクは事業者負担となるため、入札価格に当該リスク分を加算され、結果的に貴市の負担が大きくなる可能性が危惧されます。	入札説明書公表の際にお示しします。
42	質問	33				別紙1	埋蔵文化財リスク	共通21、22：埋蔵文化財調査については完了し、現状の結果において課題はないとの認識でよろしいでしょうか。	周知の埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、文化財が発見された場合を考慮して記載しています。なお、民間負担としては、落札者の決定以前の期間に要した費用の負担を指します。
43	意見	33				別紙1	物価変動リスク	共通23：物価変動リスクについて、物価スライドによるサービス対価の改定については、基準日を入札日として頂くことをご検討ください。入札日以降に基準日が設定された場合、その間の物価変動リスクが入札参加者の負担となるため、入札価格に当該リスク分を加算することになります。	ご意見として承ります。
44	質問	33				別紙1	土地の買収リスク	共通26、27：土地買収については完了し、現状の結果において課題はないとの認識でよろしいでしょうか。	雄踏斎場の建設予定地内の民有地については、借地1筆(市が賃貸借契約済)を除き買収完了しており、課題はないと考えています。

## 1 実施方針に関する質問・意見への回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
45	意見	33				別紙1	物価変動リスク	昨今の急激な物価変動により工事費等の施設整備費の増大が懸念されます。契約締結から着工まで12か月程度の期間を要する為、着工時における物価変動リスクを考慮した適正なスライド条項等の適用をお願い致します。	入札説明書公表の際にお示しします。
46	意見	33				別紙1	工事費増大リスク	昨今の急激な物価変動により工事費等の施設整備費の増大が予測されます。近々の入札案件に於いても予定価格を超過して応札に参加できない案件も散見されるため、適正な予定価格の設定をお願い致します。	ご意見として承ります。
47	意見	34				別紙1	維持管理・運営段階	浜松斎場に関しては既存火葬棟と新浜松斎場で、雄踏斎場に関しては改修前の既存棟と、増設棟及び改修後の既存棟とでリスク分担表を分けていただけないでしょうか。	入札説明書公表の際にお示しします。
48	意見	34				別紙1	システム・設備機器・備品等納品遅延リスク	システム・設備機器・備品等納品遅延リスクについて、民間としては不可抗力によるものである場合は、市側にもリスク分担をお願いしたいです。	不可抗力にかかるリスク分担の詳細は、協議によります。
49	意見	34				別紙1	システム・設備機器・備品等納品遅延リスク	システム・設備機器・備品等納品遅延リスク:19において「システム、設備、備品等の納品遅延に起因するもの」に民間欄へチェックが記されていますが、不可抗力による納品遅延であれば、協議対象としていただけると考えてよろしいでしょうか。	不可抗力にかかるリスク分担の詳細は、協議によります。
50	質問	34				別紙1	修繕費増大リスク	修繕費が予想を上回った場合のリスクが民間、とされておりますが、既存施設における修繕については一定額以上は貴市が負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担の詳細は、協議によります。
51	意見	34				別紙1	システム・設備機器・備品等納品遅延リスク	施設整備段階19：システム、設備、備品等の納品遅延に起因するものは民間負担とありますが、納品遅延が不可抗力（共通20）によるものであれば、協議対象としていただきたい。	不可抗力にかかるリスク分担の詳細は、協議によります。
52	質問	34				別紙1	建設中の待合室の借用・運用リスク	施設整備段階21：浜松斎場における待合室の借用及び運用において、施設整備段階における事業者の責めに帰すべき事由とは例えばどのような事由でしょうか。	要求水準書における業務内容の不備などを想定しています。
53	質問	34				別紙1	修繕費増大リスク	修繕費が予想を上回った場合は民間リスク「※7長期修繕計画に基づく大規模修繕を除く」とありますが、物価上昇による修繕費の増大は市のリスクと考えて宜しいでしょうか。ご教授願います。	入札説明書公表の際にお示しします。
54	意見	34				別紙1	修繕費増大リスク	「修繕費増大リスク」は事業者となり、「※7長期修繕計画に基づく大規模修繕を除く。」とあります。また、大規模修繕の定義は、「要求水準書に示す機能を維持するために行う日常的修繕・更新とは別に、長期修繕計画に基づき、一定の期間が経過した後にまとめて行う大規模な修繕をいう。」とあります。火葬炉設備の電気部品やバグフィルタろ布などは、日常的修繕・更新は必要なく、一定期間が経過した後にまとめて更新を行うこととなります。これらは大規模な修繕に該当し、その費用が増大した場合は、貴市で負担していただけるのでしょうか。事業者が見積りを行う範囲を明確とするためにも、火葬炉設備の性能を発揮するための修繕・更新等は全て事業者の負担と明確に示しては如何でしょうか。	入札説明書公表の際にお示しします。
55	質問	36				別紙1	※7 修繕費増大リスク	「※長期修繕計画に基づく大規模修繕を除く」場合の修繕の内容とは、P34表（リスク分担）10,11,12に該当するものと考えれば宜しいか、また、自然災害に関する取り扱いは何の様な、ご教授ください。	大規模修繕を除いては、修繕費増大リスクは民間負担となります。自然災害に関する取り扱い、不可抗力リスクのとおりです。

## 1 実施方針に関する質問・意見への回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答	
56	意見	36				別紙1	※5 物価変動	物価変動リスクは、事業者側の参加検討に大きな影響があるため、早めに公表していただきたいです。なお、インフレスライド条項の適用に関して、基準日を「公告日」としていただきたいです。	ご意見として承ります。	
57	意見	36				別紙1	※5 物価変動	「※5 物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合は、一定調整する。具体的な調整方法については、支払方法説明書において提示する。 ⇒支払方法説明書で指標を示し、当該指標に一定程度変動があった場合は、当該指標の変動に合わせて価格の調整を行う。」と記載があります。物価変動リスクについて、事前の参加検討に大きな影響を及ぼしますので早々の公表をよろしくお願い申し上げます。また、インフレスライド条項の適用について、基準日を「公告日」として頂きたいと思っております。	ご意見として承ります。	
58	意見	36				別紙1	※5 物価変動	物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合の一定調整について、物価の基準とする日は公告日としていただきたいです。昨今の建設物価は高騰著しいため入札価格は物価変動リスクを考慮したものとなります。仮に基準とする日が入札日以降となった場合、その間の価格上昇分は浜松市の負担となる可能性があります。	ご意見として承ります。	
59	質問	36				別紙1	※7 修繕費増大リスク	長期修繕計画の基づく大規模修繕の具体的な定義をお示ください。	大規模修繕は、実施方針の用語の定義のとおり、「要求水準書に示す機能を維持するために行う日常的修繕・更新とは別に、長期修繕計画に基づき、一定の期間が経過した後にとまとめて行う大規模な修繕をいう。」をいいます。	
60	意見	36				別紙1	※5 物価変動	「支払方法説明書で指標を示し、当該指標に一定程度変動があった場合は、当該指標の変動に合わせて価格の調整を行う。」とありますが、一定の基準を上回った分だけでなく、上昇した比率すべてを適用していただくようお願い致します。（物価上昇が105%を超えた場合が価格改定の対象となると規定された場合で物価上昇が110%の場合、5%の適用ではなく10%の適用としていただきたいという主旨です）	ご意見として承ります。	
61	質問	-						入札予定価格の公表について	予定価格については入札説明書等の公表時に合わせて公表されるという理解で宜しいでしょうか。	入札説明書公表の際にお示しします。
62	質問	-						用語の定義	工事監理企業の業務範囲として、火葬炉設備工事の監理は建築物との取り扱いなどに関するものとし、火葬炉設備自体の監理は火葬炉企業が実施するものと考えて良いでしょうか。	火葬炉と建築の取り扱いに関しては、工事監理企業の業務範囲です。
63	意見							雄踏パーク等周辺地域への景観配慮	「斎場建物の全体形状が把握できないようにすること」との記載がありますが、「全体形状が把握できない」ことについて解釈の違いによる要求水準未達を避けるため、提案グループ間でのレベル感（コスト認識の違いを含め）を均等にするため、グループ毎に「技術対話」において、すり合わせの機会を設けて頂きますようお願い致します。	景観配慮の共通認識については、技術対話にてすり合わせをさせていただきます。

## 2 要求水準書（案）浜松斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	質問	2	第1	3			基本方針（共有）	個別方針で謳われているデジタル化の推進とは具体的に何を指すのでしょうか。お教えください。	全斎場での方針はありませんが、浜松市が策定した「浜松市DX推進計画」を踏まえ、本事業に適したご提案をお願いします。
2	質問	4	第1	4	(3)	ウ	維持管理業務（新斎場建設工事中）	臨時待合棟の建築物・外構保守管理業務、建築設備保守管理業務、環境衛生管理業務は誰が実施するのでしょうか。	臨時待合棟の貸主が実施し、かかった費用は市が負担します。
3	質問	6					適用法令・基準	宅地造成手続きについて宅造許可を取得するにあたり、建築工事と一体的に施工を行う必要がある場合には、建築承認を取得することは可能と考えてよろしいですか。又は、建築確認のためには不要でしょうか。	宅地造成工事施工中の建築行為は宅地造成法施行規則に基づく30条の適合証明の申請が可能です。
4	質問	6					適用法令・基準	宅地造成手続きについて宅地造成の申請手続きから許可が下りるまでに要する一般的な期間をご教授ください。	事業内容が異なるため一概に期間が定まるものではありませんが、申請から許可まで標準審査期間15日間と公表しております。審査部局と十分な協議を行うようお願いいたします。
5	質問	6					適用法令・基準	整備事業が新斎場整備と既存斎場解体整備に分かれているため、宅地造成工事もエリア①、②と分れることになります。添付のスケジュール比較表によるA案、B案のどちらの申請方法を可能と考えるかご教授ください。またA案が採用された場合、新斎場の仮使用申請前に宅地造成のエリア①中間検査を行うこととなりますでしょうか。または、宅造の完了検査は、全ての宅造の行為が完了してからになりますでしょうか。B案となる場合、同一敷地で2回目の申請を行う場合、1回目の宅造完了検査後に速やかに提出が可能でしょうか。	宅地造成等規制法の一部改正である宅地造成及び特定盛土等規制法の施行日が令和5年5月26日となっております。新法に基づく区域指定は法施行から2年以内であり、それまでは従前の例によるものとさせていただきます。よってスケジュールについて現時点でのお答えは難しいものと思われます。なお、現行の宅地造成等規制法において中間検査はなく、宅造の行為が完了してからの検査となっております。
6	質問	6					適用法令・基準	宅地造成において、雨水流出抑制施設は必要となりますでしょうか。	提案内容により、必要となる場合があります。
7	質問	10	第1	7	(1)		常時における備蓄等	新斎場建設工事中の既存火葬棟を運営する期間においては、1日あたり最大12時間で3日間連続稼働（火葬炉1基あたり最大3回転/日）が可能だけの燃料の備蓄は不要と考えてよろしいでしょうか。（既存の燃料タンクの容量5,000Lに対して、上記災害対応を行う場合に必要な燃料は50～60L/件×14基×3回転×3日間で6,300L～7,560Lになるものと思われます。）	ご理解のとおりです。
8	質問	10	第1	7	(1)		常時における備蓄等	既存設備の容量に対する必要量の燃料を備蓄とは、既存設備が3日間連続稼働（災害発生時は、火葬炉1基あたり最大3回転/日）の燃料を備蓄すると考えて良いでしょうか。また、必要量の燃料を備蓄するタンクはあると考えて良いでしょうか。発電機も3日間運転する必要がありますか。発電機も3日間運転する必要がある場合は現発電機の詳細をお教えください。	既存設備の容量に対する必要量の燃料備蓄については、3日間連続稼働（災害発生時は、火葬炉1基あたり最大3回転/日）の対象ではありません。
9	質問	10	第1	7	(1)		常時における備蓄等	第1章 7 (1) 常時における備蓄等に「ただし、（浜松斎場）新斎場建設工事中の既存火葬棟を運営する期間／（雄踏斎場）設備改修前の既存火葬棟においては、既存設備の容量に対する必要量の燃料を備蓄するものとする。」とあります。既存設備の容量に対する必要量の燃料を備蓄とは、3日間連続稼働（災害発生時は、火葬炉1基あたり最大3回転/日）の備蓄は考えず、地下燃料タンクへ一定の基準により給油を行うという理解で良いでしょうか。確認のため、既存の火葬炉設備1基当たりの灯油使用量、電気使用量をご教示ください。	ご理解のとおりです。灯油使用量及び電気使用量については入札説明書公表の際にお示しします。
10	質問	10		7	(1)		常時における備蓄等	7 (1) 常時における備蓄等では、災害発生時は火葬炉1基あたり最大3回転/日と記載ありますが、24件/日の3日間連続稼働の備蓄量と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
11	質問	10	第1	6	(3)		事業期間終了時の要求水準	「イ 事業期間終了時の建物（建築、建築付帯設備）については、…」とあります。火葬炉設備は含まれていないものと理解して宜しいでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。また、雄踏斎場も同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。雄踏斎場も同様です。



## 2 要求水準書（案）浜松斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
12	質問	10	第1	6	(3)		事業期間終了時の要求水準	「…、建築物の大規模修繕は事業者の業務範囲外とし…」とあります。建築付帯設備、火葬炉設備の大規模修繕も事業者の業務範囲外との理解して宜しいでしょうか。また、雄踏斎場も同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。雄踏斎場も同様です。
13	質問	10	第1	7	(1)		常時における備蓄等	災害発生時は、12時間の開場時間内で、24件（人体炉8炉×3回転）の運営を3日間行えるように対応するものとの理解で宜しいでしょうか。また、雄踏斎場も同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。雄踏斎場も同様です。
14	質問	10	第1	7	(1)		常時における備蓄等	「・・・既存火葬棟を運営する期間においては既存設備の容量に対する必要量の燃料を備蓄するものとする。」とありますが、既存設備とは既存の非常用発電設備用の燃料保管設備を示し、その容量に対する必要量を備蓄するもの。との理解で宜しいでしょうか。また、雄踏斎場も同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。雄踏斎場も同様です。
15	意見	11	第1	8		ア	光熱水費の負担について	火葬炉燃料（灯油）に係る費用は市でご負担いただけるとのことですが、光熱水費の中で高騰しているのは灯油だけでなく、電気代も高騰しており、事業者リスクが増大しております。そのため、電気に係る費用も市でご負担いただけないでしょうか。または、実費精算もしくは、想定を超える増額部分を市と協議させていただく等のご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
16	意見	11	第1	8		ア	光熱水費の負担について	光熱水費は、火葬件数による変動が大きく、また、物価高騰のリスクも大きいと、火葬炉燃料以外についても、貴市の負担としていただけますでしょうか。事業者負担とする場合でも、年に1度の物価指数による改定のほか、急激な物価高騰の場合は協議により対価を改定するなどの措置を認めていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
17	意見	11	第1	8		ア	光熱水費の負担	火葬炉燃料（灯油）に係る費用と臨時待合棟に係る光熱水費については市が負担する、とありますが、その他の光熱水費についても貴市で負担頂くことを検討頂けないでしょうか。昨今の電気料金をはじめとした大幅な高騰により、想定を超える範囲で事業リスクが拡大しています。実費精算、もしくは、想定を超える増額部分を貴市に負担頂けるよう協議の場を設けるなど、柔軟に対応頂けるようご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
18	意見	11	第1	8		ア	光熱水費の負担	火葬炉燃料（灯油）に係る費用と臨時待合棟に係る光熱水費については市が負担し、その他の光熱水費については事業者の負担とありますが、その他の光熱水費においても市で負担頂くことをご検討をお願いいたします。電気料金等の大幅高騰の現状のなかで、長期事業期間の入札価格への反映と実際の価格に大きく差異が発生する懸念がございます。	ご意見として承ります。
19	質問	12	第2	2	(1)		業務の概要	人体炉8基のうち「超大型炉1基以上とする」との記載があります。超大型炉の必要基数算定のため、浜松斎場での100kg以上、150kg以上のご遺体の過去三ヵ年以上の火葬件数を教示いただけないでしょうか？超大型炉は設置面積も大きく、燃料や電気の消費量も大きいため、イニシャル・ランニングコスト、環境対策を考えた必要以上の台数は不要と考えます。	浜松斎場での100kg以上、150kg以上のご遺体の過去三ヵ年以上の火葬件数については統計していません。参考値ですが、浜北斎場での令和3年3月から令和5年2月までの2年間の実績は、100kg以上が22件、150kg以上が1件でした。
20	質問	12	第2	2	(1)		業務の概要	浜松斎場再整備にかかる市民WSの意見まとめを参考とするよう要求水準書にありますが、要求水準ではなくあくまで参考とすることでよろしいでしょうか。趣旨が反する意見が多々あります。	ご理解のとおりです。
21	質問	12	第2	2	(1)		業務の概要	延床面積は3,200㎡程度で事業者の提案とすると記載がありますが、上限値、下限値は無いと考えて宜しいでしょうか。斎場は計画の工夫により提案する案ごとに面積が大きく違います。民間のノウハウを十分活用できるよう上限値、下限値を設けないようお願いいたします。	ご理解のとおりです。
22	質問	12	第2	2	(1)		業務の概要	浜松斎場における大型バス、中型バス、マイクロバスそれぞれの利用頻度をお教えてください。	直近の浜松斎場の利用頻度としては、1日あたりおおよそ大型バス3台から5台、中型バスは2台から4台、マイクロバスでは4台から7台です。ただし、時期等により異なります。

## 2 要求水準書（案）浜松斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
23	質問	13	第2	2	(3)	ア	基本事項	浜松市様における宅地造成工事規制区域に関する協議、申請に必要な概ねの期間をお教えください。事業計画を立案、提案する参考にいたします。	事業内容により異なるため、一概に期間が定まるものではありません。
24	質問	13	第2	2	(3)	ウ	敷地の地質及び地盤	地質調査結果に記されている各深さは、各ボーリング箇所の現状の地盤からの深さと考えて良いでしょうか、お教えください。	ご理解のとおりです。
25	質問	14	第2	3	(1)	イ (ア)	動線計画	新斎場において想定している焼骨確認並びに収骨方法があればご教示ください。	収骨は、職員が収骨トレーに移し替えた後、収骨トレー上の焼骨を遺族が収骨する方法を想定しています。
26	質問	14	第2	2	(4)		インフラ整備状況	都市ガスが敷地内に引き込まれておりますが、火葬炉の燃料は灯油とするものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	質問	15	第2	3	(1)	ウ (ウ)	配置計画	新斎場建設工事中は、大型バスの入場はなく、マイクロバスの動線のみ確保すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	質問	16		4	(2)	ア	中沢子どもの森の安全対策及び利活用	「対象箇所について、周辺住民の安全確保のために必要な改善措置を事業者で提案し、実施すること。また、対象となる可能性のある箇所についても、事業者で整備が必要と判断する場合は、必要な措置を事業者で提案し、実施すること。」とありますが、対象箇所とは官民境界との理解でよろしいでしょうか。また、官民境界部工作物の所有者をご教授頂けますでしょうか。なお、工作物が対象となる場合、安全性を確認し、安全性を担保する必要があります。その際、竣工図、設計計算書、また、工作物の点検・診断結果等の既往成果が必要不可欠となります。既往資料をご提供頂けない場合は、現況把握をするための調査、官民境界部工作物の復元設計を行う必要があります。その際、変更契約対象となるものと考えて宜しいでしょうか、ご教授ください。	現況の工作物設置時の資料がないため不明です。官民境界部の工作物については、官民境界に留意のうえ、安全確保に必要な改善措置をご提案ください。
29	質問	16	第2	4	(1)	ア	既存擁壁の撤去	既存擁壁の撤去及び42条第2項道路セットバックを計画するため、各道路境界線、道路中心線をお示しください。	要求水準書（案）別紙にて道路境界線を示しています。
30	意見	16	第2	4	(2)	ア	中沢子どもの森の安全対策及び利活用	対象となる可能性のある箇所についても、事業者で整備が必要と判断する場合は、必要な措置を事業者で提案し実施とありますが、目視のみでは安全性を判断できません。対象箇所の擁壁の構造や劣化状況の資料等をご提示願います。擁壁の構造や劣化状況の資料がない場合は、本事業契約後、調査を行い改修計画の立案を行い、清算の対象とするようお願いいたします。	擁壁の構造や劣化状況の資料はありません。
31	意見	16	第2	4	(2)	イ	中沢子どもの森の安全対策及び利活用	中沢子どもの森の利活用を含め、歩行者や施設利用者の安全を確保した上で、斎場利用者等の利便性、快適性等の向上に資する方策を提案とありますが、中沢子供の森と斎場に間にある道路は公道であり、各関係諸官庁との協議が必要です。提案時点ではその仕様の詳細を決定することは困難です。入札の対象ではなく、契約後、各諸官庁と仕様を決定し清算の対象としていただけるようお願いいたします。入札の対象とする場合は、2項道路整備の仕様をお示しください。	市道中沢22号線の整備は提案対象となります。
32	質問	16	第2	5	(3)	イ	諸室要件	1室あたり50人程度の収容可能な部屋とすることとありますが、48人収容の部屋も可と考えて宜しいでしょうか。お教えください。テーブル席の場合は、4人掛け、6人掛けが一般的なため、4、6で割り切れる数値が望ましいと思われれます。	要求水準書（案）に記載のとおりです。

## 2 要求水準書（案）浜松斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
33	意見	16		4	(2)	イ	中沢子どもの森の安全対策及び利活用	周辺住民の安全確保のために必要な改修措置の対象となる可能性のある箇所について、必要の有無の判断をするため、擁壁の構造図等の必要資料をご提示願います。	現状の擁壁の資料はありません。それを踏まえてご提案ください。
34	質問	16	第2	4	(2)	ア	中沢子どもの森の安全対策及び利活用	中沢子どもの森における「周辺住民の安全確保のために必要な改修措置」とは、具体的にどのようなものを想定していますでしょうか。	現況から安全確保のために必要なものをご提案ください。
35	質問	16	第2	4	(2)	ア	中沢子どもの森の安全対策及び利活用	「事業者で整備が必要と判断する場合は、必要な処置を事業者で提案し、実施すること。」と明記されていますが、対象となる構造物（擁壁等）の資料（図面等）を、別途提供していただけるものと考えてよろしいでしょうか。また、調査、検討及び整備費用は、契約後の協議対象と考えてよろしいでしょうか。	現状の擁壁設置時の資料がないため不明です。それを踏まえてご提案ください。
36	質問	16	第2	4	(2)	イ	中沢子どもの森の安全対策及び利活用	「歩行者や施設利用者の安全を確保した上で、斎場利用者等の利便性、快適性の向上に資する方策を提案し、整備を実施すること。」と明記されていますが、方策を検討するにあたり、浜松市様及び近隣住民の皆様からの具体的な要望（仕様等）があれば、ご指導願います。	要求水準書（案）別紙に「浜松斎場再整備にかかる市民WSの意見まとめ」として整理しています。
37	質問	16	第2	4	(2)	イ	中沢子どもの森の安全対策及び利活用	「歩行者や施設利用者の安全を確保した上で、斎場利用者等の利便性、快適性等の向上に資する方策を提案し、整備を実施すること。」と明記されていますが、斎場との間に公道があり、利便性、快適性等を踏まえた方策を検討するにあたり、関係官庁部署との調整が必要となります。よって、契約後の協議対象としていただけますでしょうか。	市道中沢22号線の整備は提案対象となります。
38	質問	16	第2	4	(1)	ア	既存擁壁の撤去	中沢22号線のセットバック部分について、道路舗装・道路排水は、今回事業の対象外と考えて宜しいでしょうか。また、セットバックの幅は、既存道路の中心線から2mと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	意見	16			(2)	ア	中沢子どもの森の安全対策及び利活用	「対象となる可能性のある箇所についても、事業者で整備が必要と判断する場合は、必要な措置を事業者で提案し実施すること」とありますが、目視のみでの安全性の判断は難しいため、対象箇所の擁壁構造や劣化状況の資料等のご提示をお願いいたします。	現状の擁壁設置時の資料がないため不明です。それを踏まえてご提案ください。
40	意見	16			(2)	ア	中沢子どもの森の安全対策及び利活用	「中沢子どもの森の利活用を含め、歩行者や施設利用者の安全を確保した上で、斎場利用者等の利便性、快適性等の向上に資する方策を提案」を行うために、中沢子供の森と斎場に間にある道路の仕様をご提示いただけますようお願いいたします。	市道中沢22号線の整備は提案対象となります。
41	質問	16	第2	4	(2)	イ	中沢子どもの森の安全対策及び利活用	「中沢子どもの森の利活用を含め、…資する方策を提案し、整備を実施すること。」とあります。整備までが本事業の対象で、維持管理業務や、安全管理上の責任等は市のリスクであるとの認識で宜しいでしょうか。貴市のお考えをお聞かせ頂けますでしょうか。	中沢子どもの森も本事業の区域内であり、維持管理業務等の対象に含まれます。
42	質問	18	第2	6	(1)		基本的な考え方	台車置き場などの諸室については、事業者提案により整備しない運営、兼用室整備が可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	質問	19	第2	6	(2)	2) イ	諸室要件	浜松斎場に霊安室（保冷庫）は不要でしょうか？雄踏斎場編 P21に同様の表があり、霊安室に関する項目がございますが、浜松斎場編には記載がございませんので確認させていただきます。	浜松新斎場に、霊安室は不要です。

## 2 要求水準書（案）浜松斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
44	質問	19	第2	6	(2)	1) イ	告別収骨室	告別収骨室に「手洗い場を1つ以上設置すること」との記載がありますが、告別収骨室1室に対して、1つの手洗い場が必要との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
45	意見	19		6	(2)	1) イ	告別収骨室	近年の葬送の実情を鑑みて、20～30名程度の設定が適正ではないでしょうか。	ご意見として承ります。
46	質問	20	第2	6	(2)	2) イ	職員用諸室	「シャワールーム」は運営方法等により、整備しない提案が可能と考えても宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりです。
47	質問	21	第2	6	(3)	イ	諸室要件	可動間仕切りにより隣室と併用できる待合室は何室必要でしょうか。	提案事項となります。
48	質問	21	第2	6	(3)	イ	諸室要件	待合室に個別の給湯設備や流し台は必要でしょうか。	提案事項となります。
49	意見	21		6	(3)	1) イ	待合室	近年の葬送の実情を鑑みて、20～30名程度の設定が適正ではないでしょうか。	ご意見として承ります。
50	質問	22	第2	6	(4)	イ	諸室要件	雄踏斎場では豊安室の要求がありますが浜松斎場では記載がありません。不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	質問	22	第2	6	(4)	イ	諸室要件	防災倉庫の災害時対応の物資のうち、貴市から提供されるものはありますでしょうか。	災害対応物資は市で準備します。
52	質問	22	第2	6	(4)	イ	諸室要件	「防災倉庫」に関して、物資は事業者の負担によるものでしょうか。また、維持管理の負担に関しても、決まっていたらご教示ください。	災害対応物資及び災害対応物資の維持管理は市の負担となります。
53	質問	24	第2	7	(2)	ハ	発電設備	発電設備の能力は、「火葬業務遂行のために必要な施設を稼働できるもの」とありますが、待合部門の稼働も必要でしょうか。	火葬業務遂行を優先します。それを踏まえてご提案ください。
54	質問	24	第2	7	(2)	ハ	発電設備	発電装置の仕様について火葬業務遂行のために必要な設備とありますが1日当りの予定件数はどの程度と見込めば宜しいでしょうか。	災害時24件/日を想定しています。
55	質問	24	第2	7	(2)	ハ	発電設備	発電装置の仕様について火葬業務遂行のために必要な設備とありますが1日当りの予定件数(16件)と考えて宜しいですか。	災害時24件/日を想定しています。
56	質問	24	第2	7	(2)	ハ	発電設備	火葬業務遂行のための必要な施設の稼働とありますが、エントランスホール、告別収骨室、炉前ホール、待合室等の空調や照明設備関係も含むと考えて宜しいですか。	火葬業務遂行を優先します。それを踏まえてご提案ください。
57	質問	24				ハ	発電設備	災害時を想定して本施設の運営が72時間対応可能な受水槽とありますが、発電設備の災害時対応では1日当たり12時間で3日連続運転可能とあります。受水槽の記載方法に合わせるか発電機の記載方法に合わせるか、どの様に考えたら宜しいですか。	要求水準書（案）にお示しした数値によりご提案ください。
58	質問	27		2		2	整備を行うう施設の概要	1. 既存火葬棟を工事中に使用するとありますが、既存火葬棟・既存斎場棟の給排水及び電気等のインフラルートが解る図面を頂けないでしょうか。	入札説明書公表の際にお示しします。
59	意見	28		7	(4)		燃料保管設備	燃料保管量について火葬業務遂行のために必要な燃料を備蓄とありますが1日当りの予定件数はどの程度と見込めば宜しいでしょうか。	災害時24件/日を想定しています。

## 2 要求水準書（案）浜松斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
60	質問	29	第2	8	(1)	ア (イ)	設計上の留意すべき事項	「1排気系列内の火葬炉の一部が点検整備等により運転停止中であっても、同系利用の当該炉以外は、運転が可能なシステムとすること。」とあります。ここで言う「火葬炉の一部」とは、主燃焼炉、再燃焼炉等の燃焼設備を示し、集じん装置等の排ガス処理設備は対象にならないとの理解で宜しいでしょうか。また、雄踏斎場・増設・改修も同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	質問	30	第2	8	(1)	ウ	性能試験	「年1回（大気の検査は年2回）」とありますが、（エ）定期検査には、大気の規定はなく、排ガスについては年2回との記載があります。いずれが正しいでしょうか。	定期検査は、排ガスの測定を行います。
62	質問	31	第2	8	(1)	エ (ウ)	動物炉	動物用の保冷库の大きさは何ℓ程度の容量を想定されていますでしょうか？	運営に支障が無い容量でご提案ください。
63	質問	31	第2	8	(1)	ウ (ウ)	竣工時検査	「a 竣工時に、大気、排ガス、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。なお、大気、排ガス及び悪臭の検査は、引渡し日の14日以内に実施すること。」とありますが、引渡しが建設工事期間末であれば、引渡し日を供用開始日と読み替え、供用開始日から14日以内に測定を実施するという理解で良いでしょうか。	要求水準書（案）の内容に変更があります。入札説明書公表の際に、新たにお示ししますのでご確認ください。
64	質問	31	第2	8	(1)	ウ (ウ)	竣工時検査	…引渡し日から14日以内に実施すること。とありますが、実際の運転調整や設備を使用状況を鑑み、供用開始日から14日以内に変更して頂くことは可能でしょうか。また、雄踏斎場 増設・改修についても同様の変更は可能でしょうか。	要求水準書（案）の内容に変更があります。入札説明書公表の際に、新たにお示ししますのでご確認ください。
65	質問	31	第2	8	(1)	エ	動物炉	「(イ) 動物炉の環境性能は人体炉と同等とすること。」とありますが、人体火葬炉と別に「(イ) 定期検査a」の内容を実施する必要はありますか。	動物炉の環境性能を維持するため、定期検査が必要であると考えています。
66	質問	38	第2	8	(2)	カ (イ)	柩運搬車	P29に「最大柩寸法・超大型炉・幅750mm程度」との記載があり、P38に「柩運搬車の寸法は柩の寸法に適合すること」との記載がありますが、幅750mmの柩は非常にレアケースと思われます。過去事例では、180kgの大柄のご遺体であっても柩の幅が700mmでした。浜松斎場での柩の幅が750mm以上の例が、年間どの程度あるかお示しください。柩運搬車を必要以上に大きくすると、コストアップになることに加え、重量が増して小回りが利かなくなり、操作性が悪化する恐れがあります。	浜松斎場では柩の幅が650mmまでとなっているため、750mm以上の柩の火葬の実績はありません。
67	質問	40	第2	8	(3)	ア	一般事項	一覧表の左側の監視項目は、事業者提案内容により異なりますので、適宜追加・削除してもよろしいでしょうか。	基本的には問題ありませんが、内容については確認協議を実施します。
68	質問	41		8	(3)	イ (イ)	中央監視制御盤	中央監視制御、現場操作盤の主要機能の内容は事業者提案により異なりますので、適宜追加・削除してもよろしいでしょうか。	基本的には問題ありませんが、内容については確認協議を実施します。
69	質問	42	第2	8	(3)	イ (ウ)	炉前操作炉前操作盤 （化粧扉開閉用）	遺族名等の表示データについては、運営支援システム及び「浜松市火葬予約システム」とデータの共有化ができるものとあります。工事費の算定のため、浜松市火葬予約システムの仕様の詳細、もしくはシステムを構築したメーカーをお教えください。	入札説明書公表の際にお示しします。
70	質問	43	第2	9	(1)	イ	運営の支援	「浜松市火葬予約システム」に対応するとともに、本施設の運営を支援する「運営支援システム」を構築して運営することとありますが、データの連携はどのような手法を想定すればよろしいでしょうか。浜松市火葬予約システムの概要をお示しください。	入札説明書公表の際にお示しします。
71	質問	43	第2	9	(1)		概要	浜松市火葬予約システムに対応することとあります。運営システム構築にあたり、予約システムから提供されるデータベース（データの形式を含む）、共有可能な情報内容、予約システムで発行可能な帳票などの範囲をご教示下さい。	入札説明書公表の際にお示しします。

## 2 要求水準書（案）浜松斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
72	質問	43	第2	8	(4)	ア	保守点検工具等	「…納入工具リストを提出するものとする。」と記載がありますが、提案時においても必要でしょうか。	提案時は不要です。
73	質問	45	第2	11	(4)		設計内容の協議等	地元説明会は市が主催者となり、事業者はその支援業務を行うと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	質問	51	第2	13			備品等整備発注業務	必要な備品リストをお示してください。	要求水準書（案）に記載しているとおり、運営実績に基づきご提案ください。
75	質問	53	第2	16			所有権移転発注業務	不動産登記に必要な事業者が行う支援とは、図面等の提供であり、土地家屋調査士や司法書士への委託費や登記申請費は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	質問	53	第2	16			所有権移転発注業務	実施方針の事業期間に示されている建設工事の期日末が引き渡しおよび所有権移転という考えで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	質問	57	第3	4		ウ	既設施設の解体撤去発注業務	火葬炉設備の解体撤去の際のダイオキシン類ばく露防止対策について必要な測定結果をご教示ください。測定結果によって必要な対策と対策費が大きく変わってきます。	作業環境測定は実施していません。
78	質問	57	第3	4		イ	既設施設の解体撤去発注業務	解体撤去は杭等地中残留物も対象とあります。杭等地中残留物の仕様、数量についてお教えください。仕様、数量が明確でない場合は清算の対象とするようお願いいたします。	要求水準書（案）別紙に記載のとおりです。記載のない地中残留物の対応は協議対象とします。
79	意見	57	第3	4		ウ	既設施設の解体撤去発注業務	PCB及びアスベストについて含有調査結果を公表していただいておりますが、ダイオキシン類の調査をしているのであれば、同じく資料をご提示願います。	ダイオキシン類の含有調査は行っていません。
80	質問	57	第3	4			既設施設の解体撤去発注業務	「解体撤去は杭等地中残留物も対象とする。」と明記されていますが、「別紙11-1 既存施設平面図（火葬棟）」及び「別紙11-2 既存施設平面図（火葬棟）」にある地中埋設物以外は、無いものと考えてよろしいでしょうか。また、「別紙11-1・11-2」に無い地中埋設物があった場合は、撤去費用等を協議対象としていただけますでしょうか。	要求水準書（案）別紙に記載のとおりです。記載のない地中残留物の対応は協議対象とします。
81	質問	57	第3	4		オ	既設施設の解体撤去発注業務	「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要領等を参考に、ダイオキシン類の拡散防止に努めること。」と明記されていますが、ダイオキシン類の含有調査結果資料をご指導願います。	ダイオキシン類の含有調査は行っていません。
82	意見	57	第3	4		エ	既設施設の解体撤去発注業務	既設建物等の解体・撤去工事におきまして、既存斎場運営への影響を最小限にする配慮は検討いたしますが、実施には振動、騒音はいたします。事前に予期できない事象によって、工事に制限をおこなう場合には協議に応じていただけますようお願いいたします。	事前の準備を含めて、協議に応じます。
83	質問	57		4			既設施設の解体撤去発注業務	延床面積の項目において「3,200㎡程度で事業者の提案とする。」との記載がありますが、上限および下限の面積について具体的な定めは無く、事業者の提案による、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	意見	57	第3	4			既設施設の解体撤去発注業務	既存火葬棟の解体及び駐車場整備工事の期間について、ダイオキシンやアスベスト等の状況によっては、期間不足の可能性があると考えます。当該工事期間の終了時期につきましては事業者の提案によるものとして頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
85	質問	57	第3	4		イ	既設施設の解体撤去発注業務	解体撤去は杭等支柱残留物も対象とするに記載がありますが、杭の図面が無いように思われます。杭の位置、仕様等記載の図面を提供していただくことは可能でしょうか。その他、残留物等分かっているものがあれば、ご教授いただけないでしょうか。	要求水準書（案）別紙に記載のとおりです。記載のない地中残留物の対応は協議対象とします。

## 2 要求水準書（案）浜松斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
86	質問	57	第3	4		オ	既設施設の解体撤去発注業務	アスベストに関する調査資料は公表されておりますがダイオキシン類に関する調査資料がありましたら開示していただけないでしょうか。	ダイオキシン類の含有調査は行っていません。
87	意見	59	第4	2	(5)	ア	修繕・更新について	「1件60万円未満のものは事業者負担、60万円以上のものは市と協議の上で対応すること」との記載がありますが、事業者負担の場合の年間の上限額を設定していただけないでしょうか。	1件60万円以上の修繕・更新については、その都度協議の上で実費精算として支払う予定です。
88	質問	59	第4	2	(5)	ア	修繕更新について	1件60万円以上のものは市と協議のうえに対応すること、とありますが、当該修繕及び更新は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	1件60万円以上の修繕・更新については、その都度協議の上で実費精算として支払う予定です。
89	意見	59	第4	2	(5)	ア	修繕・更新について	既存火葬等を対象とした、修繕・更新業務について、「通常の使い方をして劣化、故障又は破損した(施設・設備機器を含む)際に、これにかかる費用は、修繕・補修の場合は、事業者が修繕方法を提案し市が承諾した上で、1件60万円未満のものは事業者負担、」とありますが、対象となる機器等は、既に相当の年月を使用したものと思われる。この修繕費等を事業者の負担とするのであれば、事業者は相当の金額を見込む必要があり、入札価格の高騰につながると思います。1件60万円未満の修繕費についても、市の負担としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
90	質問	60	第4	2	(6)	ア	維持管理業務責任者及び業務従事者	維持管理業務責任者は非常勤でも可との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	質問	60		2	(7)	ア	提出書類	年間維持管理計画書は提出が毎年、業務報告書(月報)は、提出が毎月と記載がありますが、提出期限については毎年、毎月それぞれどのように想定されているのかご教示頂けますでしょうか。	毎年4月初旬、毎月は翌月初旬を想定していますが、詳細は事業開始後に協議で決定します。
92	意見	63	第4	3			既存火葬棟の維持管理について	既存火葬棟の維持管理（建築物、建築設備、火葬炉等）に関しては、維持管理開始時における劣化状況などが明確に把握できないこと、また、現管理者による保守管理及び修繕の実施状況に依る部分が多いことから、入札時において事業者が当該リスクの全てを把握し、コントロールすることは困難であると思料します。既存火葬棟と新斎場のリスクは明確に分けて頂き、既存火葬棟の施設性能に関しては事業者リスクから除くことについてご検討をお願いします。	基本的に、通常業務において問題が生じた場合のリスク負担としてご理解ください。
93	質問	64	第4	5	(1)	オ	業務の実施	既存火葬炉の環境目標は、別紙16に記載の「既存火葬炉の発注当時の仕様」に記載されている排ガス基準値との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	質問	64	第4	5	(1)	オ	業務の実施	「既存火葬炉の発注当時の仕様」についてはダイオキシン類濃度は酸素濃度12%換算値、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物については酸素濃度換算なしの生値との理解でよろしいでしょうか。	酸素濃度換算値について、当時の資料に記載が無いため不明です。
95	意見	64	第4	5	(1)	オ	業務の実施	既存設備を運営中、既存設備の性能に起因する問題が発生した場合は、市のリスク分担としていただけないでしょうか。	発生した事案ごとに協議のうえ、対応の検討を予定しています。
96	質問	64	第4	5	(1)	オ	業務の実施	既存の火葬炉の排ガス等の検査において、「公害防止に係る環境目標・基準」を超過した場合であっても、事業者が通常の使い方をしていれば特段のペナルティ等はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 2 要求水準書（案）浜松斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
97	質問	64	第4	5	(1)	イ	業務の実施	「既存火葬炉設備の修繕等が必要と思われる場合は、事業者の負担において、迅速に調査、診断し、1件60万円未満のものは事業者負担、1件60万円以上のものは市と協議の上で対応すること。」とありますが、1件60万円以上のものは、市が負担していただけのものと考えてよろしいでしょうか。また、修繕の場所・金額の履歴を3年分、別紙にて開示していただけませんか。	1件60万円以上の修繕・更新については、その都度協議の上で実費精算として支払う予定です。修繕履歴については、入札説明書公表時にお示しします。
98	質問	64	第4	5	(1)	オ	業務の実施	「市の立会いのもと排ガス等の検査を実施し、検査結果を市に報告すること。」とあり、以下詳細な要求水準が示されておりますが、これらの内容は新火葬炉設備に該当するものと思われます。既存の火葬炉設備については、能力に準じた内容に変更が必要かと思えます。貴市のお考えをご教授願います。	要求水準書（案）のとおりです。
99	質問	67	第4	10			備品等管理業務	既存火葬棟、臨時待合棟・臨時駐車場における、備品等の経年による劣化や汚れ等が著しく更新が必要な場合、取得価格が税込20,000円以上の物は市が更新するとありますが、事業者は速やかに協議を行い、取得価格が税込20,000円以上であることを市に申し伝えれば、購入や設置は市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、実際の運用は、事業開始時に協議により決定することを予定しています。
100	質問	73	第5	2	(7)	イ (ハ)	長期修繕計画	「(カ)事業者は、「長期修繕計画書」について、施設の劣化状況を踏まえ、供用開始後5年ごとに内容を更新し、市の承認を得ること。」とありますが、見直しに際し、その修繕費用が増が生じた場合、変更契約対象となるか、ご教授ください。	増減が生じた事業について双方協議により検討する予定です。
101	質問	74	第5	3		ア	建築物・外構保守管理業務	中沢子どもの森における維持管理業務の対象は、事業者が設置した工作物のみであり、その他外構・植栽等は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	対象は区域内全てとなります。
102	質問	84	第6	3	(4)	イ	火葬件数	現在のタイムスケジュールをお教えいただけますでしょうか。また、事業者にて設定したタイムスケジュールに応じて「浜松市火葬予約システム」の改修が必要な場合、貴市にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	火葬のタイムスケジュールは、午前9時より午後2時30分まで30分ごとに2体ずつ行います。1回の火葬サイクルは120分間程度です。システム改修については、ご理解のとおりです。
103	質問	88	第6	12	(2)	ウ	庶務・広報	自動体外式除細動器（AED）やベッド等の器具については、既存火葬棟又は臨時待合室に備え付けであり、新斎場建設工事に事業者が調達する必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	質問	88	第6	10		ウ	使用料収納代行業務	使用料収納代行業務を第三者に委託することはできない、とありますが、当該業務を担う構成企業からの再委託は認められない、との理解でよろしいでしょうか。	構成企業からの再委託については、ご理解のとおりです。要求水準書（案）の該当の記載について、当該業務を担う構成企業への委託もできないように読み取れるため、可能となるよう修正します。
105	質問	93	第7	3	(4)	イ	火葬件数	事業者にて設定したタイムスケジュールに応じて「浜松市火葬予約システム」の改修が必要な場合、貴市にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	質問	95	第7	10			使用料収納代行業務	式場の利用、ペット類及び胎盤等の火葬の使用料以外は、市外利用者の使用料収納を含めて、斎場での扱いは無いものと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	意見						別紙8 既存擁壁の撤去	青点線にて明示されている既存擁壁の撤去を行うことで、墓地側への影響が懸念され、状況によっては墓地側の擁壁の再補強が必要となる可能性があります。西側数mの残置の再検討、もしくは撤去範囲において入札事業者に委ねていただくことをご検討願います。	ご意見として承ります。



### 3 要求水準書（案）雄踏斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	質問	10	第1	7	(1)		常時における備蓄等	「大規模災害時、1日あたり最大12時間で3日間連続稼働（火葬炉1基あたり最大3回転/日）のエネルギー供給を含め燃料を常備すること」との記載がありますが、火葬炉設備以外の設備（火葬炉室の照明・空調、制御室、待合室、ロビー、受付等の照明・空調等）について、エネルギー供給が必要な範囲をお示しください。	火葬業務遂行を優先します。それを踏まえてご提案ください。
2	質問	10	第1	7	(1)		常時における備蓄等	1日あたり最大12時間で3日間連続稼働（災害発生時は、火葬炉1基あたり最大3回転/日）の運営が可能となるよう、非常用発電装置におけるエネルギー供給を含め燃料を常備することとありますが、増設棟の要求水準と考えると宜しいでしょうか。お教えください。現斎場にも同様のでしょうか。同様の場合、現発電機の仕様の詳細をお教えください。	増設棟及び改修後の既存棟となります。現発電機は「NISHISHIBA NPF3M-60（60Hz）」です。仕様の詳細については、入札説明書公表の際にお示しします。
3	質問	10	第1	7	(1)		常時における備蓄等	P74では、地下燃料タンクについては既存設備からの変更は認めないものとありますが、既存施設の発電機能力及び燃料タンク容量では不足する場合、増設が必要でしょうか。	既存設備の能力を踏まえ、ご提案ください。
4	質問	10	第1	7	(1)		常時における備蓄等	第1章 7（1）常時における備蓄等に「ただし、（浜松斎場）新斎場建設工事中の既存火葬棟を運営する期間／（雄踏斎場）設備改修前の既存火葬棟においては、既存設備の容量に対する必要量の燃料を備蓄するものとする。」とあります。既存設備の容量に対する必要量の燃料を備蓄とは、3日間連続稼働（災害発生時は、火葬炉1基あたり最大3回転/日）の備蓄は考えず、地下燃料タンクへ一定の基準により給油を行うという理解で良いでしょうか。確認のため、既存の火葬炉設備1基当たりの灯油使用量、電気使用量をご教示ください。	ご理解のとおりです。既存の火葬炉設備1基当たりの灯油使用量、電気使用量はお示しできませんが、入札説明書公表の際に、既存火葬炉の灯油使用量、電気使用量等はお示しします。
5	質問	10	第1	7	(1)		常時における備蓄等	災害発生時に増設棟は、12時間の開場時間内で、12件（人体炉4炉×3回転）の運営を3日間行えるように対応するものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	質問	10	第1	7	(1)		常時における備蓄等	災害発生時に既存棟（設備改修後）は、12時間の開場時間内で、9件（人体炉3炉×3回転）の運営を3日間行えるように対応するものとの理解で宜しいでしょうか。貴市のお考えをお聞かせ願います。	ご理解のとおりです。
7	意見	11	第1	8		ア	光熱水費の負担	火葬炉燃料（灯油）に係る費用は市でご負担いただけるとのことですが、光熱水費の中で高騰しているのは灯油だけでなく、電気代も高騰しており、事業者リスクが増大しております。そのため、電気に係る費用も市でご負担いただけないでしょうか。または、実費精算もしくは、想定を超える増額部分を市と協議させていただく等のご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
8	意見	11	第1	8		ア	光熱水費の負担	光熱水費は、火葬件数による変動が大きく、また、物価高騰のリスクも大きいので、火葬炉燃料以外についても、貴市の負担としていただけますでしょうか。事業者負担とする場合でも、年に1度の物価指数による改定のほか、急激な物価高騰の場合は協議により対価を改定するなどの措置を認めていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
9	意見	11	第1	8		ア	光熱水費の負担	火葬炉燃料（灯油）に係る費用については市が負担する、とありますが、その他の光熱水費についても貴市で負担頂くことを検討頂けないでしょうか。昨今の電気料金をはじめとした大幅な高騰により、想定を超える範囲で事業者リスクが拡大しています。実費精算、もしくは、想定を超える増額部分を貴市に負担頂けるよう協議の場を設けるなど、柔軟に対応頂けるようご検討をお願いします。	ご意見として承ります。
10	意見	11					光熱水費の負担	火葬炉燃料（灯油）に係る費用と臨時待合棟に係る光熱水費については市が負担し、その他の光熱水費については事業者の負担とありますが、その他の光熱水費においても市で負担頂くことのご検討をお願いいたします。電気料金等の大幅高騰の現状のなかで、長期事業期間の入札価格への反映と実際の価格に大きく差異が発生する懸念がございます。	ご意見として承ります。

### 3 要求水準書（案）雄踏斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
11	質問	12	第2	2	(1)		業務の概要	延床面積は2,500㎡程度で事業者の提案とすると記載がありますが、上限値、下限値は無いと考えて宜しいでしょうか。斎場は計画の工夫により提案する案ごとに面積が大きく違います。民間のノウハウを十分活用できるように上限値、下限値を設けないようお願いいたします	ご理解のとおりです。
12	質問	12	第2	2	(1)		業務の概要	雄踏斎場における大型バス、中型バス、マイクロバスそれぞれの利用頻度をお教えてください。お教えてください。	雄踏斎場における大型バス、中型バス、マイクロバスそれぞれの利用頻度の把握はしていません。
13	質問	13	第2	2	(3)	ア	基本事項	農業振興地域の解除ならびに転用には、相当な期間を要することが明らかであるため、本事業に関しては、市側にて実施されるものと理解して宜しいか、また事業者側の実施となる場合、相当期間の工期延長が行われるものと考えて宜しいか、ご教授ください。	市で実施します。
14	質問	13	第2	2	(3)	ア	基本事項	農業振興地域の解除は設計開始前に浜松市様で行うと考えて宜しいでしょうか。農業振興地域の解除が設計開始後となる場合は、浜松市様における農業振興地域の解除の手続きに必要な期間についてお教えてください。	市で実施します。
15	質問	13	第2	2	(3)	ア	基本事項	一部民有地（借地）ありと記載がありますが、設計前に浜松市様の所有地となると考えて宜しいでしょうか。また、農転や都決の手続きは借地でも行うことが可能でしょうか。お教えてください。	既に市所有及び賃貸借契約済みです。火葬場として都市計画決定済み、農地転用についても市で行います。
16	質問	13	第2	2	(3)	ア	基本事項	計画地の土地の履歴についてお教えてください。	耕作地（田）及び雄踏斎場駐車場用地、雄踏墓地地下調整池用地、し尿貯留槽跡地となります。
17	質問	13	第2	2	(3)	ア	基本事項	「一部民有地（借地）あり」とあります。どの範囲か明示をお願いします。また、設計、施工、維持管理、運営等の事業を行う上で、制約や留意事項があればご教示いただけますでしょうか。	借地が1筆あります（雄踏町宇布見7291-1、市が賃貸借契約済）。制約や留意事項はありません。
18	質問	13	第2	2	(3)	ア	基本事項	(2) 雄踏斎場の土地の所有者部分に一部民有地（借地）ありと記載がありますが、土地借地代金は、浜松市から土地所有者へ支払うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	質問	15	第2	3	(1)	イ	動線計画	増設棟において想定している焼骨確認並びに収骨方法があればご教示ください。	収骨は、職員が収骨トレーに移し替えた後、収骨トレー上の焼骨を遺族が収骨する方法を想定しています。
20	質問	16	第2	3	(1)	カ (イ)	駐車場計画	夜間など斎場閉館時でも墓地利用者が駐車場を利用できるように配慮とございますが、駐車場には鍵を掛けず、自由に出入りができること、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	質問	16	第2	3	(1)	カ (7)	駐車場計画	市道雄踏小山山崎線を跨いだ箇所（管）の駐車場は利用可能でしょうか。可能な場合、これらを含め普通車120台以上、大型バス5台以上を確保すればよろしいでしょうか。	公園駐車場のため利用できません。
22	質問	16	第2	3	(1)	カ (ウ)	駐車場計画	増設棟の建設工事期間中の臨時駐車場の設置場所は、増設対象範囲、改修対象範囲、事業範囲外のいずれも可という理解でよろしいでしょうか。また、既存駐車場（市道雄踏小山山崎線を跨いだ駐車場を含む）を利用可能な場合、これらを含め普通車40台程度を確保すればよろしいでしょうか。	駐車場利用者（斎場既存棟、雄踏墓園）を踏まえご提案ください。「既存駐車場（市道雄踏小山山崎線を跨いだ駐車場を含む）」は公園駐車場のため利用できません。

### 3 要求水準書（案）雄踏斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
23	質問	16	第2	3	(1)	カ (I)	駐車場計画	(工) 事業者職員用の駐車場は、利用者用とは別に設け、可能な限り利用者と動線を分離することと記載がありますが、事業者職員用の駐車場は、最低何台分を見込んでおりますでしょうか。	提案事項になります。
24	質問	17	第2	3	(2)	ア	多目的広場の設置	多目的広場の維持管理及び光熱水費の負担は、貴市・事業者のいずれでしょうか。	事業者負担になります。
25	質問	17	第2	4	(2)	ア	多目的広場の設置	多目的広場の位置について、形状、位置等（例えば、角地以外の位置など）は、事業者の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりです。
26	質問	19	第2	6	(1)		基本的な考え方	台車置き場などの諸室については、事業者提案により整備しない運営、兼用室整備が可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	質問	19	第2	6	(1)		基本的な考え方	雄踏斎場の水準書（案）諸室構成に風除室とありますが、浜松斎場は示されていません。特別な意図はあるのでしょうか？ また、風除室の設置は配置計画により不要と考えられる場合、有無は事業者の判断として良いでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりです。
28	質問	20	第2	6	(2)	1) イ	告別収骨室	告別収骨室に「手洗い場を1つ以上設置すること」との記載がありますが、告別収骨室1室に対して、1つの手洗い場が必要との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
29	質問	20	第2	6	(2)	1) イ	告別収骨室	告別収骨室に設ける手洗いは会葬者が焼香、線香、収骨後等に手を洗うために設けると考えて良いでしょうか。お教えてください。	ご理解のとおりです。
30	質問	21	第2	6	(2)	2) イ	職員用諸室	「シャワールーム」は運営方法等により、整備しない提案が可能と考えても宜しいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりです。
31	質問	21	第2	6	(2)	2) イ	炉設備機械室	炉設備機械室の条件に「施設内の空調・換気設備を設置するための部屋を整備すること。なお設置箇所は施設内外どちらでも可とする」とありますが、炉設備機械室ではない場所でも良いとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	質問	22	第2	6	(3)	ア	基本要件	増設棟については通夜後の遺族の付き添いに対応するものとされていますが、既存棟でも通夜後の遺族の付き添いへの対応は必要と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
33	質問	22	第2	6	(3)	イ	倉庫	式場運営にあたって必要な祭壇・葬祭関連用品・備品等を保管・収納するスペースを確保することとあります。式場の祭壇は浜松市もしくは事業者が用意すると考えて良いでしょうか。葬祭業者が自前の祭壇を設営することは想定されていますでしょうか。お教えてください。	式場の祭壇は葬祭業者が用意することを想定しています。 式場運営にあたり必要となる備品を踏まえ、保管・収納するスペースをご提案ください。
34	質問	22	第2	6	(3)	イ	式場	「50名程度の参列者」は、ご遺族も含めた人数と考えて宜しいでしょうか。ご遺族の席数、会葬者の席数、その他の必要な席数をご教示いただけますでしょうか。	「50名程度の参列者」はご理解のとおりです。 席数については、葬儀により異なるためお示しできません。

### 3 要求水準書（案）雄踏斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
35	質問	23	第2	6	(4)	イ	待合室	可動間仕切りにより隣室と併用できる待合室は何室必要でしょうか。	提案事項になります。
36	質問	23	第2	6	(4)	イ	待合室	待合室に個別の給湯設備や流し台は必要でしょうか。	提案事項になります。
37	質問	24	第2	6	(5)	イ	防災倉庫	災害時対応の物資の準備は事業者範囲でしょうか。また市の負担とされる場合でも、保管スペースを確保するために、物資リスト（種類・数量）をお示しただけないでしょうか。	災害対応物資は市の負担で準備します。物資リストは入札説明書公表の際にお示しします。
38	質問	24	第2	6	(5)	イ	防災倉庫	防災倉庫の災害時対応の物資のうち、貴市から提供されるものはありますでしょうか。	災害対応物資は市の負担で準備します。
39	質問	24	第2	6	(5)	イ	防災倉庫	「防災倉庫」に関して、物資は事業者の負担によるものでしょうか。また、維持管理の負担に関しても、決まっていたらご教示ください。	災害対応物資の準備、維持管理は市の負担で行います。
40	質問	26	第2	7	(2)	(か) a	発電設備	発電設備の能力は、「火葬業務遂行のために必要な施設を稼働できるもの」とありますが、式場部門、待合部門の稼働も必要でしょうか。	火葬業務遂行を優先します。それを踏まえてご提案ください。
41	質問	26	第2	7	(2)	(か) a	発電設備	火葬業務遂行のための必要な施設の稼働とありますが、エントランスホール、告別収骨室、炉前ホール、待合室等の空調や照明設備関係も含むと考えて宜しいですか。	火葬業務遂行を優先します。それを踏まえてご提案ください。
42	質問	32	第2	8	(1)	ウ	性能試験	「年1回（大気の検査は年2回）」とありますが、（エ）定期検査には、大気の規定はなく、排ガスについては年2回との記載があります。いずれが正しいでしょうか。	定期検査は、排ガスの測定を行います。
43	質問	33	第2	8		ウ (ウ)	竣工時検査	「a 竣工時に、大気、排ガス、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。なお、大気、排ガス及び悪臭の検査は、引渡し日の14日以内に実施すること。」とありますが、引渡しが建設工事期間末であれば、引渡し日を供用開始日と読み替え、供用開始日から14日以内に測定を実施するという理解で良いでしょうか。	要求水準書（案）の内容に変更があります。入札説明書公表の際に、新たにお示ししますのでご確認ください。
44	質問	36	第2	8	(2)	(ウ)	炉内台車	a「人体炉用に付属品を含み予備の台車と合わせて必要台数備えること」とありますが、炉内台車の予備はどのような想定での予備を考えれば宜しいでしょうか。	適切に運営できるように、ご提案ください。
45	質問	38					②雄踏斎場の事業範囲	1. 今回の増設対象範囲はインフラ引込（原則1敷地1引込）を考慮すると別敷地と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	質問	42		8	(3)	ア	一般事項	一覧表の左側の監視項目は、事業者提案内容により異なりますので、適宜追加・削除してもよろしいでしょうか。	基本的には問題ありませんが、内容の確認協議を実施します。
47	質問	44	第2	8	(3)	(イ)	火葬炉現場操作盤	運転状態表示機能に記載の項目は、火葬炉設備に付帯する設備の運転状態を表示する機能を備えるとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

### 3 要求水準書（案）雄踏斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
48	質問	45	第2	9			運営支援システム整備要件	浜松市火葬予約システムに対応することあります。運営システム構築にあたり、予約システムから提供されるデータベース（データの形式を含む）、共有可能な情報内容、予約システムで発行可能な帳票などの範囲をご教示下さい。	入札説明書公表の際にお示します。
49	質問	45	第2	8	(4)	ア	保守点検工具等	「納入工具リストを提出するものとする」と記載がありますが、提案時にも必要でしょうか。	提案時には必要ありません。
50	質問	47	第2	11	(4)		設計内容の協議等	地元説明会は市が主催者となり、事業者はその支援業務を行うと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	質問	49	第2	12	(3)		12 建設工事発注業務 (3) 基本要件	工事時間帯について、平日・土曜日は、8時30分から17時と考えてよろしいでしょうか。また、コンクリート打設等やむを得ない場合は、17時を超えての作業を行ってもよろしいでしょうか。	工事時間帯はご理解のとおりです。延長においては、実際の工事の際に協議により決定します。
52	質問	49	第2	12	(4)		着工前の業務	イ 施工計画書等の提出について、建設工事着工前に詳細工程表を含む総合施工計画書の提出が記載されておりますが、着手の何日前までに提出すればよろしいでしょうか。	30日前を想定していますが、提出物の実査は事業開始後に協議します。
53	質問	53	第2	13			備品等整備発注業務	必要な備品リストをお示しください。	要求水準書（案）に記載しているとおり、運営実績に基づきご提案ください。
54	質問	55	第2	16			所有権移転発注業務	不動産登記に必要な事業者が行う支援とは、函面等の提供であり、土地家屋調査士や司法書士への委託費や登記申請費は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	質問	55	第2	16			所有権移転発注業務	実施方針の事業期間に示されている建設工事の期日末が引き渡しおよび所有権移転という考えで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	質問	57	第3				火葬炉改修要件	火葬炉の改修につきまして、火葬炉設備全般の入替を行うとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	質問	58	第3	3	(1)	イ (イ)	最大柵寸法	既設雄踏斎場の既設火葬炉にて対応できる柵のサイズをお示し下さい。別紙10を確認しましたが炉のサイズのみで、対応柵サイズの寸法に関する記載がございませんでしたのでご教示ください。	対応可能な柵サイズは、長さ200cm×高さ45cm×幅60cmです。
58	質問	59	第3	3	(1)	3 ウ	第3章、3(1)3ウ	「年1回（大気検査は年2回）」とありますが、（エ）定期検査には、大気の規定はなく、排ガスについては年2回との記載があります。いずれが正しいでしょうか。	定期検査は、排ガスの測定を行います。
59	質問	60	第3	3	(1)	エ (イ)	保冷库	保冷库の大きさは何ℓ用のものを想定されていますでしょうか？	運営に支障が無いよう、ご提案ください。
60	質問	60	第3	3	(1)	3 ウ (エ)	定期検査	既存棟の改修前の火葬炉についても、定期検査を実施するという理解でよろしいでしょうか。また、既存の火葬炉の排ガス等の検査において、「公害防止に係る環境目標・基準」を超過した場合であっても、事業者が通常の使い方をしていれば特段のペナルティ等はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

### 3 要求水準書（案）雄踏斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
61	質問	66	第3	3	(1)	オ (7)	集じん装置	表の【型式】にて第3章の11「環境保全対策発注業務」に準拠すること、と記載されています。 つまり、「P81 ア 排ガスに係る環境目標」の通り、ばいじんは目標値0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下とすることを目標値として認識しています。一方、表の【設計出口含じん量】目標値：0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下の表記以外に、下限値：0.03g/Nm <sup>3</sup> 以下の表記がございます。 【型式】と【設計出口含じん量】、どちらを正とすればよろしいでしょうか？	目標値：0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下は目標値とし、下限値：0.03g/Nm <sup>3</sup> 以下の達成は必須事項となります。
62	意見	66	第3	3	(1)	オ (7)	集じん装置	浜松斎場及び雄踏増設棟では、ばいじんの目標値は0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下になっております。仮に雄踏既存棟のばいじん目標値を「下限値の0.03g/Nm <sup>3</sup> 以下」とした場合、雄踏既存棟のばいじん基準値が、雄踏増設棟や浜松新斎場よりも緩いことについて住民から苦情が出ることを危惧します。 P60「ウ.性能試験（オ）その他」にて「周辺住民等が苦情が発生した場合には、速やかに調査を実施し、対策を行うこと」との記載がありますが、初期導入する設備仕様がばいじん0.01g/Nm <sup>3</sup> を満たせない集塵機の場合、苦情が発生した際の対策も限定的になります。	ご意見として承ります。
63	質問	66	第3	3	(2)	オ (7)	集じん装置	雄踏斎場の改修工事の粉じん量が目標値：0.01g/N 以下、下限値：0.03g/N 以下、ダイオキシン類濃度が目標値：1ng-TEQ/N 以下、下限値：5ng-TEQ/N 以下と記載されています。この記載は浜松市様が望む数値が0.01g/N、1ng-TEQ/Nであり、要求水準としては0.03g/N 以下、5ng-TEQ/N 以下と考えて宜しいでしょうか。お教えください。また、その場合0.01g/N、1ng-TEQ/Nの方が評価が高くなると考えて良いでしょうか。お教えください。	ご理解のとおりです。
64	質問	66	第3	3	(2)	オ (7)	集じん装置	雄踏斎場の改修工事の粉じん量の下限値が0.03g/N 以下、ダイオキシン類濃度の下限値が5ng-TEQ/N 以下となっており、増築工事の数値より低く設定されています。本事業では近隣様との良好な関係を築くことが重要な事項と考えております。近隣の方々は増築に比べ改修の規制値が低いことを了解されているかどうかお教えください。	増設棟は新設工事、既存棟は機能向上を目的とした改修工事として説明しています。
65	質問	66	第3	3	(2)	オ (7)	集じん装置	集じん装置の表内に「設計出口含じん量」及び「設計ダイオキシン類濃度」にて目標値と下限値の表記がありますがその定義・考え方等をご教授願います。	下限値の達成は必須事項とし、目標値は排ガスに係る環境目標の数値です。
66	質問	66	第3	3	(2)	オ (7)	集じん装置	集じん装置の表内に「設計出口含じん量」及び「設計ダイオキシン類濃度」は酸素濃度12%換算値でしょうか。	ご理解のとおりです。
67	質問	72	第3	3	(4)	ア	保守点検工具等	「納入工具リストを提出するものとする」と記載がありますが、提案時においても必要でしょうか。	提案時は必要ありません。
68	質問	72	第3	4	(1)	-1	概要	市が既に整備し運営している「浜松市火葬予約システム」に対応する。とありますが、近接する2つの斎場の予約方法について、市のお考えがあればご教授願います	別施設の予約として考えていますが、運営方法等の協議にて決定していきます。
69	質問	73	第3	5			その他設備改修要件	別紙10の4枚目に記載のある既存施設の人体用保冷库2台、動物用1台について、動物用は新しく更新すると理解をしましたが、人体用保冷库は流用か更新かをお示しく下さい。	運用に支障が無いよう、ご提案ください。

### 3 要求水準書（案）雄踏斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
70	質問	73	第3	5			その他設備改修要件	(1) 基本要件ア、イ、ウに改修内容等記載されていますが、照明設備等電気設備関連の記載がありません。これらについては事業者の提案という事で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
71	意見	73	第3	5			その他設備改修要件	「斎場建物の全体形状が把握できないようにすること」との記載がありますが、「全体形状が把握できない」ことについて「排気筒」及び「霊柩車の発着状況」以外の部分に対する視認性配慮は事業者の提案による、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 景観配慮の共通認識については、技術対話にてすり合わせをさせていただきます。
72	質問	74	第3	5	(1)	エ (ウ)	建築付帯設備の改修・整備等	既存棟の地下燃料タンクについて、既存設備からの変更を認めないとあります。その理由をご教示いただけますでしょうか。	既存棟は、建築確認申請を伴わない改修工事として位置付けています。
73	意見	74	第3	5		エ	建築付帯設備の改修・整備等	本改修整備にあたって、過去の雄踏斎場における建築設備の修理項目及び履歴を、別紙資料として提供していただけないでしょうか。また、雄踏斎場改修に対する瑕疵の考え方について、ご教示いただけないでしょうか。	過去の雄踏斎場における建築設備の修理項目及び履歴の提供については、入札説明書公表の際にお示しします。 本契約の雄踏斎場の改修した部分の瑕疵については、事業者の責任と考えています。
74	質問	85	第4	2	(6)	ア (イ) a	既存棟の修繕・更新について	増設棟で事業者が改修したものについても、本項が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	増設棟については、「(5)増設棟の修繕・更新について」のとおりです。
75	質問	85	第4	2	(6)		修繕更新について	1件60万円以上のものは市と協議のうえで対応すること、とありますが、当該修繕及び更新は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	1件60万以上の修繕・更新については、その都度協議の上で実費精算として支払う予定です。
76	質問	85	第4	2	(6)	(7) a	既存棟の修繕・更新について	「事業者が改修する前の火葬炉については、維持管理期間中、通常の使い方をして劣化、故障又は破損した際に、修繕・補修にかかる費用は、事業者が修繕方法を提案し市が承諾した上で、1件60万円未満のものは事業者負担、1件60万円以上のものは市と協議の上で対応すること。」と有りますが、1件60万円以上のものは、市が負担していただけるものと考えてよろしいでしょうか。また、修繕の場所・金額の履歴を3年分、別紙にて開示していただけないでしょうか。	既存棟の修繕・更新については、要求水準書（案）に記載のとおりです。 修繕の場所、金額の履歴については、入札説明書公表の際にお示しします。
77	質問	85	第4	2	(6)	(イ) a	既存棟の修繕・更新について	「維持管理期間中、通常の使い方をして劣化、故障又は破損した（施設・設備機器を含む）際に、これにかかる費用は、修繕・補修の場合は、事業者が修繕方法を提案し市が承諾した上で、1件60万円未満のものは事業者負担、1件60万円以上のものは市と協議の上で対応すること。更新の場合については、市が行うものとする。」と有りますが、これにかかる費用は、市が負担していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	1件60万以上の修繕・更新については、その都度協議の上で実費精算として支払う予定です。
78	質問	86	第4	2	(7)	ア	維持管理業務責任者及び業務従事者	維持管理業務責任者は非常勤でも可との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	質問	86	第4	2	(8)	ア	提出書類	年間維持管理計画書は提出が毎年、業務報告書(月報)は、提出が毎月と記載がありますが、提出期限については毎年、毎月それぞれどのように想定されているのかご教示頂けますでしょうか。	毎年4月初旬、毎月は翌月初旬を想定していますが、詳細は事業開始後に協議で決定します。
80	質問	87	第4	2	(8)	イ	長期修繕計画	「(カ)事業者は、「長期修繕計画書」について、施設の劣化状況を踏まえ、供用開始後5年ごとに内容を更新し、市の承認を得ること。」とありますが、見直しに際し、その修繕費用が増が生じた場合、変更契約対象となるか、ご教授ください。	増減が生じた事業について双方協議により検討する予定です。

### 3 要求水準書（案）雄踏斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
81	意見	89	第4	3			既存火葬棟の維持管理	既存火葬棟の維持管理（建築物、建築設備、火葬炉等）に関しては、維持管理開始時における劣化状況などが明確に把握できないこと、また、現管理者による保守管理及び修繕の実施状況に依る部分が大いことから、入札時において事業者が当該リスクの全てを把握し、コントロールすることは困難であると思料します。既存火葬棟と新斎場のリスクは明確に分けて頂き、既存火葬棟の施設性能に関しては事業者リスクから除くことについてご検討をお願いします。	基本的に、通常業務において問題が生じた場合のリスク負担としてご理解ください。
82	質問	91	第4	5	(1)	ウ	業務の実施	「既存火葬炉の発注当時の仕様」についてはダイオキシン類濃度は酸素濃度12%換算値、ばいじん、硫酸化物、窒素酸化物については酸素濃度換算なしの生値との理解でよろしいでしょうか。	酸素濃度換算値について、当時資料に記載が無いため不明です。
83	質問	93	第4	10		イ	備品等管理業務	既存棟で改修時に事業者が調達した備品についても、貴市が更新を行うという理解でよろしいでしょうか。	既存棟の改修時に事業者が調達した備品については、事業者が更新します。改修前からの市備品については、市が更新を行います。
84	質問	93	第4	10		イ	備品等管理業務	既存棟に設置されている備品をお示しください。	入札説明書公表の際にお示しします。
85	質問	94	第4	13			事業期間終了時の引継ぎ業務	既存棟については、「少なくとも事業終了後2年以内は、建築物、建築設備等（火葬炉設備を除く）の修繕・更新が必要とならない状態」を確保する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	質問	100	第5	3	(4)	イ	火葬件数	事業者にて設定したタイムスケジュールに応じて「浜松市火葬予約システム」の改修が必要な場合、貴市にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	質問	103	第5	10			葬儀場関連業務	葬儀場関連業務については、増設棟整備中は既存棟告別式場・霊安室、既存棟改修期間中は増設棟告別式場・霊安室、既存棟改修後は既存棟・増設棟双方の告別式場・霊安室を使用するという理解でよろしいでしょうか。また、既存棟の待合室の式場利用を含めた各期間での式場の受付枠（午前・午後など）の考え方を教えてください。加えて既存棟の式場利用実績をお示しください。	葬儀場関連業務はご理解のとおりです。式場利用として、通夜会場は午後の利用、告別式場は通夜の翌日の午前中の利用を想定しています。式場利用実績については、入札説明書公表の際にお示しします。
88	質問	103	第5	11			使用料収納代行業務	使用料収納代行業務を第三者に委託することはできない、とありますが、当該業務を担う構成企業からの再委託は認められない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	質問	103	第5	11			使用料収納代行業務	式場の利用、ペット類及び胎盤等の火葬の使用料以外は、市外利用者の使用料収納を含めて、斎場での扱いは無いものと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	質問	105			(5)		大規模災害時の対応	ア市が被災した場合、イ近隣市町村が被災した場合の中で受付時間、利用時間を延長し1日あたり12時間対応できるようにすること。ただし、設備改修前の既存棟に於いては、その都度市との協議の上、受付時間、利用時間等を延長し対応できるようにすること。とありますが、既存改修後であっても、既存地下タンク再使用であったり、発電設備等の改修条件等が未定の為、改修後も既存棟については、その都度市と協議する形で考えても宜しいですか。	既存棟改修後の大規模災害時の対応を踏まえ、ご提案ください。



### 3 要求水準書（案）雄踏斎場編に関する質問・意見と回答

No.	質問 意見	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
91	質問	-						雄踏斎場増築敷地の下記赤枠の擁壁の構造等をお教えてください。 	該当の擁壁設置時の資料が無いため、構造等は不明です。
92	質問	10	第1	7	(1)		常時における備蓄等	第1章 7 (1) 常時における備蓄等に設備改修後の既存棟に対する燃料の備蓄に関する考えが示されています。一方、第3章 5 その他設備改修要件 エ 建築付帯設備の改修・整備等に「(ウ)既存棟の地下燃料タンクについては、既存設備からの変更は認めないものとする。」と記述があります。備蓄量が多くなる場合は、サービスタンクの改修や地上にサブタンクを増設することと考えて良いでしょうか。	既存設備の能力を踏まえ、ご提案ください。
93	質問	10		7	(4)		燃料保管設備	7 (1) 常時における備蓄等では、災害発生時は火葬炉1基当たり最大3回転/日と記載ありますが、12件/日の3日間連続稼働の備蓄量と考えて宜しいですか。	21件/日の3日間連続稼働となります。
94	質問	100	第5	5			利用者受付業務	5 利用者受付業務に「カ 火葬終了後、火葬許可証へ押印し、利用者に返却すること。」とあります。雄踏斎場の場合は、既存棟、増設棟それぞれの受付に印鑑を用意して対応するという考えで良いでしょうか。また、使用料収納代行業務も既存棟、増設棟それぞれの受付で対応することで間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	質問	26				(カ) b	発電設備	災害時を想定して本施設の運営が72時間対応可能な受水槽とありますが、発電設備の災害時対応では1日当たり12時間で3日連続運転可能とあります。受水槽の記載方法に合わせるか発電機の記載方法に合わせるか、どの様に考えたら宜しいですか。	要求水準書（案）にお示した数値によりご提案ください。
96	質問	38					排ガス処理設備	雄踏斎場における設計出口含じん量において、増設棟において0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下とありますが、同斎場の既存棟においては、目標値：0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下、下限値：0.03g/Nm <sup>3</sup> 以下と記載されています。同様に設計出口ダイオキシン類濃度においても、既存棟においては目標値と下限値が記載されています。環境基準においては、近隣住民の生活環境を考慮すると、増設棟・既存棟ともに、設計出口含じん量0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下、設計出口ダイオキシン類濃度1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下に統一することが望ましいと考えますが、市のお考えをご教示ください。	増設棟は新設工事、既存棟は機能向上の改修工事と位置付けているためです。環境目標値は同一です。
97	質問	43		8	(3)	イ	機器仕様	中央監視制御、現場操作盤の主要機能の内容は事業者提案により異なりますので、適宜追加・削除してもよろしいでしょうか。	基本的には問題ありませんが、内容については確認協議を実施します。
98	質問	66				オ	排ガス処理設備	雄踏斎場施設改修における排ガス処理設備の集じん装置の表において、[形式]に記載の要求水準書第3章の11「環境保全対策発注業務」を確認するとばいじんの目標値は0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下となっています。しかしながら、同じ表の[設計出口含じん量]には目標値の他に下限値0.03g/Nm <sup>3</sup> 以下が追記されています。これはどちらの数値をクリアすれば良いのでしょうか。仮に、雄踏斎場既存棟のばいじん基準を下限値0.03g/Nm <sup>3</sup> 以下とした場合、雄踏斎場増設棟及び新浜松斎場のばいじん基準は目標値の0.01g/Nm <sup>3</sup> であり、基準が各棟で食い違ってしまうが良いのでしょうか。	増設棟は新設工事、既存棟は機能向上の改修工事と位置付けているためです。下限値達成は必須であり、環境目標値は同一としています。